

双月刊行有料宅配誌／編集兼発行人・中村公省

蒼蒼

第111号

2003年6月10日発行
宅配料2年12号1000円
(小額郵便切手可)

株式会社蒼蒼社／東京都町田市森野2-26-16

中国経済発展の展望

チャイナ・リスクの検討

上原 一慶
(京都大学経済研究所教授)

【解題】本論は蒼蒼社近刊の日中経済協会関西本部編『対中ビジネスの経営戦略——中堅・中小企業への提言』の総論「中国経済発展は脅威かチャンスか」の第二節を抜粋したものである。収録に際して、蒼蒼社編集部で若干の形式的な修正をした。

刊行は六月中旬の予定(本体二八〇〇円)。乞御期待。

(1) 分裂する中国の将来像

「中国脅威」論も「好機」論も、中国経済が今後も成長発展することを前提にしている。しかしそもそも中国経済の持続的な高成長を展望することは可能だろうか。この点について、全く異なる二つの見方がある。

一つは、中国の将来を悲観的にみる見方である。たとえばゴードン・チャン「二〇〇二」は、中国は失業問題の深刻化、貧富の格差拡大、幹部の腐敗等、労働者・農民がいつ抗議の声をあげてもおかしくない状況にあり、表面上は強大で活力に満ちているように見えるが、実際には「張り子の虎」にすぎないと強調し、五年位のうち(二〇〇六年前後?)の共産党政権の崩壊、人民共和国の分裂、消滅を予測している。

また何清連「二〇〇二」も、政府による市場や経済活動への介入に端を発するレントシーキング活動や「権力の市場化」から、中国社会には汚職腐敗の横行、貧富の格差の拡大、社会的モラルの喪失、政治利益集団・経

済利益集団と広範な民衆との分裂と対立等の深刻な症状が現れており、将来、「ある特定の社会構造の変動」があるという。すなわち、「もしも五パーセントの権勢者が権力を利用して金銭をまきあげるのを社会が許すなら、残る九五パーセントの金銭を奪われた人たちは最終的に暴力を用いて、まきあげられた金銭を力づくで奪い返すだろう」という、「中国の歴史を上くり返し上演されてきたドラマ」の再演を予測している。

これに対して楽観的にみる見方も有力である。この見方は、今日の中国が失業問題や貧富の格差拡大等の矛盾を抱えているとしても、なお中国の持続的成長、政治的安定を展望する。たとえば大前研一「二〇〇二」は、「富の配分システム」の形成以前に「富の創出システム」をつくることが重要であり、中国はそれに成功したこと、そして地域間競争が形成されていること、資本、企業、消費者、情報が海外から流入していることから、「中国の成長は止まらない」とみている。黒田篤郎「二〇〇二」も、「経済と政治の矛盾、法輪功や汚職問題と国民の反発」の不安材料をあげながらも、共産党支配の強固さ、巧妙さから「中国には意外と死角

が少ない」とみている。また朱建栄「二〇〇二」も、ゴードン・チャンが指摘する社会的矛盾の大半は事実であろうし、その処理に失敗すれば崩壊の危険もあり得るとする。しかし朱建栄は、中間層へ収斂する社会構造の変動を分析した中国社会科学院の研究報告に依拠して、中国社会の現状と発展の主流は、中間階級が増大し、貧困人口が中間層に収斂され、そして中間層の主導の下に、日本や韓国、台湾と同じように中国でも民主化が進み、市民社会が形成される方向であり、現在の中国は、中華人民共和国の樹立、改革・開放政策の断行の二回の革命に次ぐ、市民社会形成の「第三の革命」を進行中であるとす。

悲観論と楽観論は、ともに中国社会が抱える矛盾を指摘するが、前者は「だから」社会的矛盾の爆発があるとみるのに対し、後者は「にもかかわらず」、中国经济は発展するとみる。では中国社会が抱える矛盾の実態はどのようなものであろうか。以下では格差拡大と失業問題の実態に絞ってみておこう。

(2) 中国社会が抱える矛盾の実態

① 格差拡大状況

まず住民所得の差異の様相を示すジニ係数をみておこう。理論的には全員が同じ所得であればジニ係数は〇、反対に一人が全所得を独占し、残り全員に所得がない場合はジニ係数は一となる。従って一に近づくほど不平等な状態が拡大することを示す。国際的には通常、ジニ係数が〇・三以下の場合には社会が公平な状態にあることを示し、〇・三〜〇・四の場合には社会の公平度が基本的に合理的で、〇・四を超すと所得格差が過大な警戒状態で、これが〇・六に達すると社会的動乱がいつ発生してもおかしくない危険状態になると受け止められている。

推計によれば、一九八〇年の、農村住民を含む中国大陸のジニ係数は約〇・三で、公平な状態にあったといっている。八八年には、都市農村合計のジニ係数は〇・三八二に上昇したがなお基本的に合理的な範囲内にあった。しかしその後、所得格差は急速に拡大している。九四年には〇・四三四と、〇・四の警戒ラインを超えた。近年も九八年〇・四五六、九九年〇・四五七、〇〇年〇・四五八と緩慢とはいえなお格差拡大がとどまらない状況にある(楊宜勇・辛小柏「二

〇〇二」)。

こうした所得格差は具体的には次のいくつかの面の格差拡大によって引き起こされたものである。

第一に、都市と農村住民の所得格差が拡大したことである。七八〜八五年には、農村改革が重点であったことから、都市と農村住民の一人平均所得の比は二・五七・一から急速に一・八五・一に縮小した。しかし、改革の重点が都市に移るとこの比率は毎年拡大し始め、九四年の都市と農村住民の一人平均所得の比は改革・開放以来の最高点の二・八六・一となった。九五年から九八年の間、この比率は二・五〇・一前後となったが、その後、図表1に示したように、都市と農村住民の所得格差は九九年以降顕著に拡大し始め、〇一年にはその比率は二・九二・一となり、改革・開放以来の最高点を超えた。国際的には、一人当たりGDPが八〇〇〜一〇〇〇ドル段階では、都市住民所得は農村住民所得の一・七倍位であり、これと比べると中国ははるかに高い(楊宜勇・辛小柏「二〇〇二」)。

第二に、地区の所得格差が拡大したことである。たとえば東部と中部、東部と西部の一人

図表 1 都市と農村住民の所得比較

	都市住民一人全所得		農村住民一人 純収入 A / B
	(A)	(B)	
1997	5188.5	2090.13	2.48
1998	5458.3	2161.98	2.52
1999	5888.8	2210.34	2.66
2000	6316.8	2253.42	2.80
2001	6907.1	2366.40	2.92

図表 2 一時帰休者の推移

(単位：万人)

	98年以前の 定義 ⁽¹⁾	98年以降の 定義 ⁽²⁾	うち 国有企業
1993	300		
1994	360		
1995	564		
1996	891.6	814.8	
1997	1435.2	633.2	
1998		892.1	610
1999		937	652
2000		911.3	657
2001		1115	515
2002		?	410

- 注 (1) 企業の生産と経営状況等の原因によって、職場を既に離れ、かつ所属企業内のその他の仕事に従事していないが、企業との雇用関係を保留している者。
- (2) 労働契約制実行(86年)以前に仕事に参加した正式労働者、および労働契約制実行以降に仕事に参加した契約期間満了以前の労働者で、企業の生産と経営等の原因によって、すでに職場から離れ、かつ所属企業のその他の仕事に従事していないが、なお企業との雇用関係を解除しておらず、社会でその他の仕事を見つけていない者。

(出所) 『中国統計年鑑』、『中国労働和社会保障年鑑』各年版、
『2002年国民経済和社会发展統計公報』、『経済日報』
2003年3月1日。

平均GDPの差は、九〇年ではそれぞれ八九八元と一〇七九元であったが、九五年には三五三九元と四二〇三元に上昇し、〇〇年にはさらに五三三二元と六六四七元と、九〇年比でそれぞれ五・九六倍と六・一六倍に拡大している。都市および農村住民の所得格差も、九〇年と〇〇年の比較で東部―中部、東部―西部間ともに拡大している(余斌「二〇〇二」)。

第三に業種の所得格差も拡大した。最高の所得の業種、例えば不動産、金融保険と最低の業種、例えば飲食サービス業、製造業、採掘業の所得の比は九〇年の一・七二…一から九九年の二・六三…一に拡大した(楊宜勇・辛小柏「二〇〇二」)。

以上みたように、所得格差は、市場経済化が本格化した九〇年代半ば以降、不断に拡大

していること、その格差は国際的にみてかなり高く、警戒水準にあることは確かであろう。しかし、住民の所得水準は上に掲げた数字からもうかがえるように、全体として向上している。このことはこの格差拡大が、基本的には、現在の所得が過去より低くなる「絶対的貧困化」から発生したのではなく、絶対的な所得水準は高まっているものの、他の人々

と比べると、その所得の伸びが低く、高所得者との格差が拡大する「相対的貧困化」の問題であることを示している（斐綱「二〇〇二」）。その限りで、国際的にみて警戒ラインを超えているとはいえ、近い将来に矛盾が爆発するとは考えにくい。

しかし、近年、都市部の最低生活保障金受領者が急増していることに注意する必要がある。都市最低生活保障制度は、九三年、上海で模索され、九九年九月、国務院が「都市住民最低生活保障条例」を公布、全国で適用されるようになった。最低生活保障金は各地によって異なるが、月二〇〇元前後である。保障対象者の大部分は失業者、一時帰休者や退職者とその家族である。受領者は遼寧、吉林、黒竜江、江西、河南、湖北、湖南、四川等の古くからの工業基地が比較的多い省を中心に、〇〇年末の三八二万人から、〇一年末一七〇万人、〇二年末、二〇五四万人と急速に増大、今後も増大が続くと予想される。このような最低生活保障金受領者の急増は「絶対的貧困化」問題が発生しており、しかも急速に拡大していることを意味している。現在のところ、「絶対的貧困化」に対する反発が必ずしも大きく

はないが、リスク要因として注意しておく必要はある。

また、いわゆる「農民負担」が過重で、農民と基層政府との矛盾が深まっていることにも注意する必要がある。「農民負担」問題の本質は、教育、医療、インフラなどの公共サービスの提供に必要な財源を、鄉村政府には、農民から費用を徴収する以外に方法がないという点にある。農村は農村で、都市は都市で解決するという財政二重構造が取られているからである。農業以外に余剰を生み出す産業がない発展段階ではともかく、工業化が進み都市が余剰を生み出す段階では問題が多い。現在の財政構造の下では農民の不満が蓄積されていく可能性が大きいことにも注意しておく必要がある（加藤弘之「二〇〇三」）。

②失業問題の深刻化

失業問題は、市場経済化が本格化した九三年以降、深刻化してきている。都市戸籍を持ち、かつ失業登録したものだけを集計した都市部登録失業率だけをみても、九三年の二・六％（四二〇万人）から、〇一年の三・六％（六八二万人）、〇二年四％（七七〇万人）へと上昇している。これにかつて終身雇用を約束

されていたにもかかわらず、市場競争の激化による企業の生産と経営状況の悪化等の原因から、三年の猶予付き解雇を通告された下崗労働者・職員、いわゆる一時帰休者を実質上の失業者とみて加えると（図表2参照）、〇一年の場合、失業率は一〇％前後に跳ね上がる。この雇用状況は第一〇次五カ年計画期（二〇〇一～〇五年）にはなお困難な状況に置かれると予測されている。

まず第一に、第一〇次五カ年計画期には、第九次五カ年計画期末に積み残した約一四〇〇万人の一時帰休者・失業者の他に、国有企業改革や構造改革の進展などによる新規失業者の増大などが予測される（たとえば白天亮「二〇〇一年」、『人民日報』二〇〇一年三月二六日）。

第二に、さらに第一〇次五カ年計画期には、都市部新規労働力が毎年約八〇〇万人、五年間で四〇〇〇万人と、農村労働力の移転も毎年約八〇〇万人、五年間で約四〇〇〇万人、両者合わせて八〇〇〇万人の新規労働力供給が一般的に予測されている（たとえば『人民日報』二〇〇二年一月二三日）。

第三に、その一方、労働力の需要面では、今後の経済成長率七％、雇用弾力性係数を

○・二三として計算して（すなわち、GDP一ポイントの増加で就業率を○・一三引き上げられると計算して）年約八〇〇万人、五年で四〇〇〇万人を予測する点ではほぼ一致しており（たとえば劉慶唐「二〇〇二年」、労働力の供給が必要を圧倒的に上回ると予測されている）。

こうした雇用情勢の悪化は、上述した都市貧困層の増大、「絶対的貧困化」の拡大をもたらす可能性が大きい。もちろん中国政府は九〇年代後半以来、社会的セーフティネットの形成や、再就職支援の強化を急ぐとともに、経済成長と積極財政政策で雇用を拡大し、雇用問題を緩和することに努力してきた。しかし、現実には七、八%の経済成長を維持したものの、GDP一ポイントの増加で引き上げることのできる就業増加率を示す雇用弾力性係数は、八〇年代の○・三三から第九次五カ年計画期（九六〇〇年）には○・一六、第九次五カ年計画期末には○・一以下に低下し（『人民日報』二〇〇一年七月三〇日）、経済成長、投資増加による需要拡大を雇用拡大に結びつけるのに必ずしも成功できないでいる。また雇用の伸び悩みと対応して、一時帰休者の

再就職率も、九八年五〇%、九九年四二%、〇〇年三六%、〇一年三〇%、〇二年上半期には九・一%にまで低下する事態が生じている（『経済日報』二〇〇三年一月一日）。その意味で失業問題は深刻さを増しているといわざるをえない。

しかし近年、経済成長、投資増加による需要拡大を雇用拡大に結びつけるのに成功できなかった原因は、労働市場の分断以外に、資本・技術集約型産業とハイテク産業に傾斜した成長モデルにあったとして、成長モデルの労働集約型産業発展重視への転換を提起する政策提言が相次いでいる（たとえば胡鞍鋼「二〇〇二」、樊綱「二〇〇二」）。また雇用に関する規制の緩やかな、規制から事実上外れた非正規就業（都市雑業部門やフォーマルセクターでの正規就業とは異なる臨時工、派遣社員等の雇用形態）の発展によって雇用を拡大しようとする政策提言も提起されてきている（胡鞍鋼・楊鈞新「二〇〇二」）。

労働集約型産業は、「資本が少なく、労働力が多い」という中国の資源賦存状況に合致しており、雇用拡大的である。また非正規就業は、現実に、農民工や一時帰休者の受け皿

として発展してきている。したがって、これらの政策提言が実現されれば、失業問題を緩和し、都市部貧困層の絶対的貧困化の発生を減らす可能性が大きくなるだろう。

しかしその場合、次のような問題が生じる可能性がある。

第一に、労働集約型産業への成長モデルの転換は、中国の製造業セクター、「世界の工場」化をこれまで以上に推し進めることになり、日本の産業構造に大きな影響を与えることになろう。

第二に、非正規就業の労働関係は、長時間労働、低賃金、無保障、短期雇用などの、労働者の働く権利ではなく雇用主（使用者）の働かせる権利が貫徹したものになっているのが実態である（上原一慶「二〇〇二b」）。したがってこうした非正規就業の発展は、労働法などで保護された正規就業者との格差を広げ、労働者間の亀裂・対立をもたらす可能性がある。もともと、非正規就業者の圧倒的部分を占める農民工が、現在の生活水準を、かつての農村での生活と比較している間は、この格差は大きな問題としては意識されないうだろう。しかし都市への定住が進み、現在の生活水準を正規就業者

のそれと比較するようになれば問題は深刻化する可能性が高い。

上述の政策提言に基づく政策は、しかしながら、どこまで貫徹されるかは不明である。産業構造の高度化、ハイテク化指向が強いからである。労働集約型産業重視の政策提言が否定されることはないにしても、成長モデルの転換ではなく、資金・技術集約型産業を重視しつつ、労働集約型産業にも配慮するといった政策展開に終わるかもしれない。○二年一月の第一六回党大会で提起された「新しい型の工業化」路線にみられるように、現実にはこちらの可能性が大きいだろう。

この場合、失業問題の深刻化に一定のブレーキをかけることは可能であっても、緩和は容易ではない。産業構造の高度化推進のために、矛盾の爆発に至らない程度に失業状況が維持されることになるだろう。

(3) 中国経済発展の展望と特徴

以上みてきたことは、次のようにまとめられる。

①中国経済は、近い将来に矛盾が爆発する可

能性よりも、当面、持続的に発展する可能性の方が大きい。

②しかしその発展は、格差拡大や労働者間の亀裂・対立の可能性をともなった発展であり、不安定要因を抱え込んだ発展であろう。

所得格差拡大は、大きくなりすぎれば調整されるとしても、これまでと同様に今後とも容認されるであろう。所得格差拡大は過去の絶対的平等主義を改める改革の必然的結果であり、拡大自体は避けて通れない過程であるという認識が一般的であるからである（たとえば樊綱「二〇〇二」）。

また非正規就業の労働関係は、労働力の供給過剰が継続する状況のもとでは、克服は容易ではない。むしろ最近では、雇用の確保のために、非正規就業に対する現行の労働法律・法規の適用除外、規制緩和を主張する見解（労働和社会保障部労働科学研究所課題組「二〇〇二」）すら出てきている。労働者間の亀裂・対立が次第に形成されていくのは避けがたいであろう。

③したがって中国の発展は、世界銀行がかつて「東アジアの経済的奇跡の際立った特徴」としてとらえた「公平を伴う急成長」（世界銀行「一九九三」）とは異なり、「不公平さ

を伴う急成長」、不安定要因を内在した発展となる可能性を見過ごすことはできない。

【参考文献】

- ◆ゴードン・チャン「二〇〇二」やがて中国の崩壊がはじまる」草思社。
- ◆何清漣「二〇〇二」中国現代化の落とし穴」草思社。
- ◆大前研一「二〇〇二」チャイナインパクト」講談社。
- ◆堺屋太一「二〇〇三」中国大活用」NTT出版。
- ◆黒田篤郎「二〇〇二」マイド・イン・チャイナ」東洋経済新報社。
- ◆朱建栄「二〇〇二」中国 第三の革命」ポスト江沢民時代の読み方」中公新書。
- ◆楊宜勇・辛小柏「二〇〇二」中国当前的收入分配格局及发展趋势」・社会藍皮書・二〇〇二年・中国社会形势分析与預測」社会科学文献出版社。
- ◆余斌「二〇〇二」経済結構出現四大変化」経済日報」二〇〇二年九月二日。
- ◆樊綱「二〇〇二」中国经济为什么没有崩溃？」・「人民網」二〇〇二年七月三日
- ◆加藤弘之「二〇〇三」農村の陥穽」『中国研究』中国 大國への陥穽」日本経済研究センター。
- ◆劉慶唐「二〇〇二」就業形勢与对策」『人民日報』二〇〇二年四月一八日
- ◆胡鞍鋼・楊勳新「二〇〇二」『就業模式転変』・正規化到非正規化」我國城非正規就業状況分析」『管理世界』二〇〇一年第二期
- ◆上原一慶「二〇〇二b」『社会主義市場経済の進展と労働者』非正規就業をめぐる』・京都大学経済研究所、Discussion Paper No.0205（二〇〇二年七月）。
- ◆労働和社会保障部労働科学研究所課題組「二〇〇二」『靈活就業』・解決再就業問題的重要途径」『人民日報』二〇〇二年五月二三日。

昆明にて

福本勝清

(明治大学教授)

四月九日、広州を経て昆明に入った。広州(白雲空港)までは南方航空を使ったのだが、サーズ禍の影響で乗客はわずかに十三、四人。着陸の前に、全員、マスクを着用する。乗務員、税関や空港職員たちも、さすがに大きな専用のマスクをつけていて、ずいぶんものものしい感じがした。だが、ひとたび到着ロビーから外へ出ると、誰もマスクなどしていなかった。国内線の待合室では、マスクをしている家族連れを見かけたが、だがそれも数人であった。広州から昆明までの機内でも、マスクをしているものは、乗務員を除けば数人いるかないかであった。

筆者は意地になつて、食事の時以外は、マスクをはずさなかつた。その日はホテルに着くや、うがいはもちろん、さっそく風呂に入つて、頭の前から足先まで洗いまくつた。そのおかげかどうか、無事、サーズに感染することもなく暮らしている。もつとも、貴州、雲南は、いまだサーズ発病者はゼロであり、旅行者である筆者も十分にその恩恵にあずかっている。

四月十日すぎの『チャイナ・デイリー』だつたと思うが、警戒しなければならぬのは、サーズそのものよりも、サーズがもたらすパニックである、といったような当局の意図を汲んだ記事を読んで唾然とした。大げさに騒ぎ立てることの方が問題である、といった論調であった。その後、新聞も、テレビのニュースも、面白くないので、読んだり聞いたりしなくなつたので、はっきりとはわからないが、五月一日から五日までの休みが取り消された四月下旬から、俄然、雰囲気が変わつてきたように思う。多分、北京におけるサーズの蔓延が抜き差しならなくなつてからであろう。テレビでは、毎日、新たな感染者、死亡者、退院者などの数字が報道されるようになり、サーズ(非典型肺炎)

に罹らないようにするためにはどうすればいいのか、罹つたらどう対応するのかといった、特別番組が組まれるようになった。「サーズ」との闘いは、いまや中国の国家目標である。

大学やホテルの検問が厳しくなり、招待所に知人が訪ねて来ても、部屋に入れることはできなくなつた。また、五月中旬からは、各室ごとに体温計が配られ、ドアには体温表が貼られ、毎朝、体温を計つて数値を記入しなければならなくなつた。うっかり風邪でもひいたら何を言われるかわからないので、健康には細心の注意を払っている。

だが、このサーズ禍は、その発生はともかく、その拡大と蔓延は、ある部分では自ら招いた災いでもある。そのおかげで、医療関係者が支払わなければならない犠牲はあまりにも大きい。最近頻繁に、サーズで死亡した、あるいはサーズ医療に携わっている医療関係者を「白衣の天使」としてさかんに讃えているのを見て、もし自分が死亡した医療関係者の家族であつたら、そんな美称よりも、このようなサーズの拡大を招いた責任は何処にあるのかはつきりさせてほしい、「白衣の天使」などでごまかさないうでほしいと思うだ

ろう。

この間、二〇世紀の社会主義とは何だったのかをずっと考えてきたが、ここに表れているのは、決して民衆から責任を問われない政治システムを社会主義は作り上げてきたということであろう。早い話が、これももし日本で起きたならば、スモン禍やサリドマイド禍などの薬害問題のように、かならず大規模な訴訟に発展するだろうし、国家（指導者や官僚）の犯罪を糾弾し、政府に対し莫大な賠償を求めることになるだろうからである。民衆から責任を問われないうちで済む国家（指導者）とは、なんと羨ましい存在であろうか。五月二四日、香港、マカオに対するWHOの旅行警戒措置がとられた時、香港各紙がそれを、「中央の大功」として大見出しで讃えているのをテレビで見せられ、いつそうその感を強くすることになった。

これと同じことが、一九九八年の長江の大水についてもいえる。長江上流域における濫伐による森林の減少、洞庭、鄱陽両湖の大規模な干拓、あるいは長江各支流の水量的変化から、何が起るのかをあらかじめ予想できたはずであった。少なくとも、

河川管理に責任を負う河防当局が、それらの兆候を読み、長江の黄河化が進んでいることを把握し、上部機関に適宜報告していなかったとしたら、それは怠慢、無責任以外のなにものでもない。現実には、有効な措置がとられることなく放置され、一九三〇年の大水の再現となった。だが、中央の号令のもと、全民をあげての反洪水闘争の結果、何とか武漢の冠水は免れ、かえって中央の威信を増す結果となったようにみえる。失策を功績に変える絶妙の手段であろう。この妙法があるかぎり、隠れた失策は今後も繰り返されるだろう。その都度、人民とか民衆とか呼ばれる人々は、ただ中央の善政に期待し、それに感謝するほかない。

ほぼ毎日、午後四時過ぎ、買い物や散歩に出かけるのを日課としている。宿泊している雲南大学の招待所から、文化巷、銭局街を通って、小西門のウォールマートや百匯商場へ買い物に向かうか、同じく文化巷を通って文林街を経て翠湖の周りを歩くか、そのどちらかである。文化巷は、まったくの小街で、横町というより路地に近い。そこに、小さな店がびっしりと並んでいる。そ

のほとんどは、小吃（xiaochi）を売るか、衣服を売る店で、スナックともブティックともいえるかいいないほどの店である。まるで胡同の壁に穴をあけてそのままにしたようなものもある。内装はいたって簡単で、在庫もそれほどないためか、あつという間に店ができ、またあつという間に別の店に変わってしまう。なかに数件、カフェを称する店があり、留学生を含めて学生たちが出入りしている。学生街に近くなるとなく進んだ雰囲気があるためであろう、昆明電視台で、この町の様子を紹介していた。

夕暮れ時には早いためか、横町の店先では店員たちが所在なげに涼んでいる。編み物をしているものもいるが、トランプに興じているものが一番多い。それでも、時々、客が入ってくるので、まったくの休み時間というわけではない。もし、日本のように雇用者が高い労賃を気にしなくてはならないとしたら、昼時と夕方以降に分けて人を雇うだろう。そうすれば、夕暮れ前の、一時の休息の光景は、もうみられなくなるだろう。

毎日のように若い店員たちが店先でトランプに興じているのをみながら、思い出すのは、自分が高校を出て上京し、工場で働いていた

頃のことである。今で言うサービス・エンジニアのようなことをしていたので、町工場を回っていたのだが、どの工場も地方から上京した若者たちで一杯であった。今よりもずっとのんびりしていた頃のことである。小さな工場では、仕事時間でもラジオをつけたままにして高校野球や総選挙の開票速報を流していたりすることはあっても、それでも、仕事場でトランプをしている光景は見たことがなかったように思う（昼休みは別として）。筆者もその後、七つ、八つ、転職を繰り返したが、次第に職場規律が厳しくなり、雇用者にとって無駄な時間は、ゆつくりとではあるが、きれいに削り取られていった。

多分、この若い店員たちも、我々と同じプロセスをたどることになるのだろう。このままで、豊かになっていけばそれにこしたことはないのだが、そうはいかないであろう。なによりも、彼ら（彼女たち）には、買いたいもの、欲しいものが山ほどある。今日よりも明日の方が豊かになると信じていた三、四〇年前の日本人のように、よりよい報酬や待遇のため、少々のことはいとわず、厳しい職場規律を受け入れるようになるだろうし、仕事量をこなすようになるだろう。

2LDKや3LDKの空間に家具や電化製品を詰め込み、車を買ひ、子供を大学に行かせ、年に何回かの海外旅行を楽しむまで、たぶん、そのプロセスは続くであろう。消費文化の面では、現在、日、韓、台が同じところで足踏しているようにみえるが、その踊場に追いつくまで（それまでまだ相応の時間を必要とするのであろうが）、彼らの夢は続くことになる。

このような「のんびり」は、実は、新中國が人民にプレゼントしたものである、そうはいえないだろうか。「のんびり」にこだわるのは、筆者が民国史をフィールドとしていることに関係がある。また、目下、ひまつぶしに『資本論』（Capital, Penguin Classics）を読んでいることも無関係ではない。十八、十九世紀のイギリスもしくは西欧、十九世紀後半から二〇世紀前半にかけての日本、そして二〇世紀前半の中国。産業革命前後の時代、または工場労働者とくに女工や幼年工が工場制度によってすりつぶされつつあった時代。その時代の話をほんの少し聞きかじっただけでも、あまりの悲惨さに言葉を失うことになる。労働者たちだけが苦しんでいたわけではない。同じ

ように農民たちもまた、土地を追われ農業労働者に転落するか、日本や中国のように小作民として寄生地主の搾取に喘いでいた。

土地改革を含む新中国の改革は、そのような過酷な工場制度や寄生地主制を葬り去った。農民であれ、労働者であれ、昼時一時間か二時間の昼寝を享受するようになった。人民公社のもと農業の生産性はあがらず、農民たちは自分の腹をみただけのかすかすの生活を送ることになったが、「のんびり」を享受することができたし、一時ではあれ、子沢山を実践することもできた。それまでは、たとえ同じ「のんびり」が存在したとしても、それは飢えと直接繋がっていた。筆者はずっと、二〇世紀社会主義のマイナス面だけを強調してきたように思われるかもしれないが、この面ではたしかに中国の社会主義は、歴史に何がしか貢献したのかもしれない。少なくとも改革開放までの三〇年間、新中国の社会主義は、資本主義（的経済発展）への過渡期における陣痛を軽減することになったのではないかと。

十年樹木、百年樹人

紀元前七世紀ごろの斉の宰相。「管鮑の交り」で知られる管子が国を治める要諦として指摘したと伝えられる三方条を挙げて小文を書いたことがある(『人民中国崩壊の兆候』『中央公論』一九八一年四月号および『中国力上げ近代化の陥穽』『中央公論』八五年五月号)。その三方条とは、

一年の計は、穀を樹えるに如くは莫し。
十年の計は、木を樹えるに如くは莫し。
百年の計は、人を樹てるに如くは莫し。

というものだ。最後の「百年の計」は「百年樹人」として人口に膾炙しているといつてよい。この言葉をたまたま横浜市民小林貞雄さんに話したところ、さっそくこれを例証する数字を挙げられたのに驚いた。小林さんの作った次頁の表をご覧ください。

この表に付した小林さんのコメントが面白い。川端康成がノーベル賞を得たのは東京大学創立以来九一年目である。白川英樹がノーベル賞を得たのは東京工業大学創立以来一九九年目である。田中耕一がノーベル賞を得たのは東北大学創立以来九五年目である。三つの例が示すのは「百年樹人」の正しさである。

ここまでは帰納法だ。そしてこう結論する。

文部科学省の進めている国立大学独立法人法(そしてその変種としての公立大学独立法人法)とは、ノーベル賞受賞者が出なくなるような大学に改悪することである。なぜそのような改悪を行うのか。それによって文部科学省の役人の天下りポストを大量に確保できる。それが役人たちの狙いだ。まさに官僚亡国論の構図である。

小林さんのご高見に刺激されてもう一つ書いておく。「百年の計」たるべき大学問題を「一年の計」としていじりまわす市政を許すのが現代の衆愚政治である。

大学つぶしに抗して

定年間近の一年を思わぬトラブルで浪費した。すべては三七歳の若造による「大学つぶし」策謀のためだ。

昨年夏ごろから、大学いじりの陰謀が一挙に表面化した。私は「いま横浜市大でなにが起こっているのか」と題した一連のアピールをホームページに掲げてきたが、いまその経緯を簡単に備忘録として整理しておく。

発端は定年で消えゆく老兵の補充をしない。すなわち私の後任教員を採用しないという事務局の乱暴な提案を学長が追認した事件である。

私は二〇〇二年七月二五日、全学一〇名有志教員とともに「教員の欠員人事補充人事凍結に関する学長見解の撤回を求める緊急アピール」をホームページに公表した。これと同時に、翌二六日付で「横浜市立大学商学部における中国研究を廃止してよいのか」と題するアピールを公表した。これに対して激励のメールをくださったのは以下の方々である。コメントや激励のお言葉は省略し、お名前だけを列挙させていただく(これは私のポストの葬式に対する「弔電」の響きがある)。

人数	年度	受賞者	分野	出身大学	設立	受賞年 - 創立年
1	1949	湯川秀樹	物理学	京大	1899	50
2	1965	朝永信一郎	物理学	京大		66
3	1968	川端康成	文学	東大	1877	91
4	1973	江崎玲於奈	物理学	東大		96
5	1974	佐藤栄作	平和賞	東大		97
6	1981	福井謙一	化学	京大		82
7	1987	利根川進	医学・生理学	京大	1988	
8	1994	大江健三郎	文学	東大		117
9	2000	白川英樹	化学	東工大	1881	119
10	2001	野依良治	化学	京大		102
11	2002	小柴昌俊	物理学	東大		125
12	"	田中耕一	化学	東北大	1907	95

海事業業研究所菊池寧氏、アジア経済研究所地域研究第一部主任研究員中居良文氏、水野隆張氏（ゼミ卒業生・社会人）、流通経済大学教授原宗子氏、朝日新聞外報部水野孝昭氏、商学部大学院経済研究科修士課程竹内江里子氏、北海道大学国際広報メディア研究科教授高井潔司氏、東洋大学法学部教授丹藤佳紀氏、ライフビジョン奥井禮喜氏、卒業生千野裕輔氏、和歌山大学経済学部教授今井武久氏、チャイニーズドラゴン新報社福田智子氏、横浜市立東高校小松原伴子氏、商学部経済学科四年西原昭子氏、横井陽一氏（長年の横浜市民）、公務員匿名希望氏、中国投資諮詢事務所田中忠仁氏、永岑三千輝教授、前岡崎嘉平太国際奨学財団事務局長阿部康男氏、川口正剛君（商学部学生）、横浜市立大学名誉教授佐藤藤明氏、武蔵大学経済学部教授星野誉夫氏、三井物産TKCLM黄曉京氏、紀陽リース・キャピタル株式会社栗山重信氏、立教大学法学部教授高原明生氏、多田敏宏氏（翻訳家・地方公務員）、市村保夫氏（横浜市民）、李岸君氏（ゼミ卒業生）、及川淳子氏（桜美林大学）、黄朝恒氏（三洋電機ソフトウェアカンパニー）、重岡理恵氏（一九九〇年商学部卒業）、陳勇氏（香川大学経済学研究科）、

高井太郎氏。

以上のように、矢吹の「緊急アピール」には賛同の声が寄せられたが、ある学生に対して、一部の教職員が不当な圧力を加える事件が発生した。そこで九月七日付で有志教員五名とともに「抗議の要望書」を公表した。

ここまでは欠員不補充問題である。

その後、三つの学部事務室を一つの統合する事務機構合理化案が提出され、評議会で紛糾したところ、事務局幹部が会議をポイコットするという前代未聞の事件が発生した。すなわち一〇月一八日、事務局長および総務部長が評議会開会中に退席した事件について、抗議する声明を一八名の有志とともに発表した（このあたりで学長が毅然とした態度をとらなかったために、事務局独裁の構図を定着させてしまった。学長の無能無策が今回のトラブルの最大の要素の一つだ）。

この問題については、一一月一五日教員有志の一五名とともに、「事務局トップの職務放棄を容認してはならない」とする抗議書を中田宏市長に送った。

一二月一四日学内で開かれた大学発ベンチャーシンポジウムが開かれ、初めて市長が大学を訪問する機会があった。そこでその席

上、市長に対して大学つぶしを糾弾する質問を試みようとして（いわば直訴作戦ですね）、時間切れを口実に不発に終わったので、代わりに抗議の文書を手渡した。この段階では、まだ大学つぶしの張本人が市長その人であることを認識するに至っていない。

二〇〇三年一月一六日、市長の諮問機関「市立大学の今後のあり方懇談会（あり方懇）」は、第五回会議を開き、座長（橋爪大三郎東京工大教授）が、「座長・私案」（中間報告）を発表した。ここで「廃校を含む改革案」なる構想が提起され、不満は一挙に爆発した。その直後に「横浜モデル批判」の文書が登場した。「中田市政を考える会」（仮）準備会の文書「構造改革論者・中田宏市長の目指すもの」（二〇〇三年二月）は明快に市長サイドの策略を分析していた。

これまではわが有志たちは、事務局の悪代官にも似た「跳ね上がり総務部長」の個人プレーと見ていたが、いまや全状況を的確に認識するにいたって、もはや「学内での解決は不可能」だと判断し、広く市民や卒業生に訴える方向に転換した。ここまで実に長い紆余曲折があった。なんと多くの時間をムダにしたことか。

二〇〇三年二月八日第一回市民の会シンポジウム（カメリアホール）。三月八日第二回シンポジウム（シーガルホール）。三月一八日、矢吹が市民の会のホームページを立ち上げて、矢吹のホームページから引越しを行う。y-shimin のログイン名は、申し込み過程でとっさに書き込んだものだ。数日後（二三日）、パソコンに強い若い女性が管理を引き継いでくれ、さらにリニューアルするとともに、掲示板も開設してくれた。

『市民の会の通信』は二月一八日創刊号から第三号（三月二七日付）までを矢吹が編集し、第二四号（三月二八日号）から重岡理恵さんに交代し、第三三三号（五月一六日号）から小林芳子さんに交代した。

三月二九日第三回シンポジウム。四月五日運営委員会。四月一九日第四回シンポジウム。五月三日運営委員会。（五月五日卒業生への封書作戦三〇〇〇通、矢吹欠席）。五月一日卒業生への封書作戦五〇〇〇通兼運営委員会。五月一七日卒業生へのがき作戦一万五〇〇〇枚兼運営委員会。五月二四日某市会議員に陳情。五月二五日大規模シンポジウム案内の封書宛て名書き一〇〇〇通兼運営委員会——週末は毎週会議と作業にでかける態勢に

なった（この齢になって下放労働に参加するとは思わなかった）。

五月下旬、市長一派を揺るがす事件が発生したので、市民の会BBSにさっそく、次のように投稿した。

①佐藤行信市議逮捕か。2003/05/20 (Tue) 11:29

中田宏市長への支持を明確に打ち出した「ヨコハマから日本を変える会」公認の佐藤市議が逮捕寸前です。今朝の『読売新聞』『朝日新聞』全国版に載っています。建設業者から選挙資金を受け取った疑いです。なお『神奈川新聞』では、佐藤市議の名は、まだ伏せられている由です。さてさて、「ヨコハマから日本を変える会」はどうなるでしょうか。さてさて、「市大つぶしからヨコハマを変える」構想は、どうなるでしょうか。いよいよ田舎芝居の始まり、始まり。

②佐藤行信・議員の志 05/20 (Tue) 12:37

佐藤行信議員のホームページから「議員への志」を読みましたと思います。この志と建設業者からの不正献金とがどのように関わっているのかを、じっくり考えてみたいものです。以下「ゆきのぶのホームページ」からの部分引用です。……

横浜市会議員として現在2期目の活動をさせていたおりましたが、活動の基本は従来の政官財の体質から最小のコストで最大の市民サービスをする仕組みに変えたいと思っています。横浜市の財政の健全化に向けて、行政改革や民間委託を求め政治や行政のパラダイムチェンジを目指した活動をしてまいります。中田市長を誕生させた横浜みらい市会議員団の議員と横浜から日本を変えてみませんか?……引用終わり。

③中田与党幹部逮捕！ 05/21 (Wed) 08:37

「横浜みらい」の議員団副団長逮捕の意味するものを深く考えてみたいものです。問題の核心は、この事件がひとりの幹部の問題なのか。それとも「横浜みらい」という集団そのものの体質をあらわすものなのかです。赤字ではない大学を赤字といいくるめ(ちなみに商学部は赤字ですが、私の後任を採用しない。これはどうみてもスジが通らない)、強引に独立法人化を進める狙いは何なのか。これは大学を改革するという美名のもとに、実は(この逮捕議員が実例を見せられたように)、大学を利権の巢窟とするためではないのか。このような疑惑の多い大学つぶし陰謀に対して、学長はなぜ迎合することしかでき

ないのか。まったく理解に苦しむ事態です。もしかしら、幻のリベラルアーツカレッジ学長になりたいのかしら——こーいイヤミを書いて終わり。

中国語入試ミス事件

昨年前半に悩まされたのは入試ミス事件であった。入試ミスは事務担当者の落ち度にはすぎないが、この処理は終始事務ベースで進められ、現場の担当者に責任を転嫁しかねない雲行きだった。そこで労をいとわず、弁明やら、抗議のために、大量の文書を用意した。それは著書一冊を書く以上のエネルギーと紙幅ではなかったかと思われる。

これを機会に、受験生が少なく、面倒な中国語入試なぞやめてしまえ。担当の教員はいらないという話につながるので、防戦を余儀なくされたわけだ。

三月、前年度の入試ミス事件が発覚した。中国語受験生のうち二名が採点までは正しく行われたにもかかわらず、集計ミスにより不合格とされ、一年間を棒に振る事件が発覚した。出題・採点の担当者として、私は経緯と事実を説明すべき立場に立たされた。平成

一四年三月八日商学部臨時教授会の議を経てミスが公表された。これを受けて、三月二日入試過誤調査委員会が発足した(委員長 金子文夫国際化学部長)。五月二日商学部定例教授会で過誤委員会「中間報告」が報告されるや、報告書のデータメモりをめぐって教授会が紛糾した。これに危機感を感じた矢吹は同僚とともに五月九日「二〇〇一年度入学試験における電算処理上の過誤の原因・プロセスの早期徹底解明について」と題する要望書を入試管理委員会(委員長 小川恵一学長)、過誤調査委員会(委員長 金子文夫国際化学部長)、川内忠商学部長に提出した。その後「二〇〇一年度入学試験における電算処理上の過誤の原因・プロセスの早期徹底解明について」と題する要望書を重ねて提出し、出題・採点者としての立場を明らかにした。加えて、五月一〇日夜第七回過誤調査委員会に中国語出題採点担当者として出席し、事情聴取を受けるとともに真相の徹底的解明を要求した。七月二三日合否判定過誤に関する「調査報告書」がまとめられたが、それはまことにずさんきわまりないものと思われた。

夏休み休戦を経て、八月三日、大学当局は記者会見を行い、処分を発表した。各紙は

「採点ミスで二三人処分。教職員に減給など」と大きく報じた。矢吹は当然この処分対象者には含まれていないが、「採点ミス」と報じられたことにより、採点者矢吹の名誉は著しく傷つけられたので、報道機関に抗議した。

神奈川新聞報道部への抗議文(九月三日付)に対して、誠意のない回答が届いたので、重ねて抗議した。以下の通りである。

神奈川新聞報道部御中

九月三日付FAXによるご回答をありがとうございます。内容を一読して、驚きを禁じ得ません。真実の報道を追求すべきジャーナリズムに携わる方の回答とは、到底考えられないものです。大学入試において、解答用紙の採点に始まり、得点集計、合否判定を経て発表に至る過程には、いくつもの段階があります。それらのどの段階においても、ミスの発生が許されないこと、これは改めて申し上げる必要もありません。合否判定においてミスが生じた場合には、「どの段階で、なぜ生じたのか」、その原因を徹底的に解明して初めて類似のミスの再発を防ぐことができます。「採点ミス」とは、「採点者による、採点上のミスを指す」ことは日本語の常識であります。今回の合否判定ミスは、採点者の手元

から離れた段階で生じたものであり、採点者として責任を負うことはできないものです。今回の処分において、採点者が処分対象から外されている事実を直視すべきであります。ご回答によれば、貴紙は「合否を判定する入試の採点に関する作業ミスに包含される」と認識して「採点ミス」と表記した由であります。しかしながら、「採点ミス」の四文字を、見出しを含めて三回も繰り返したことによつて、受験生本人、またそのご家族(一般読者)に「採点者のミス」を印象づけることになりました。これはどのような結果をもたらすでしょうか。本学入試においては、当然ながら出題・採点者名は匿名にされています。しかしながら横浜市立大学商学部の場合、専任教員で中国語を担当している者が単数であることは、大学が公表している資料から容易に分かります。つまり建前としては、入試関係者は匿名とされているにもかかわらず、実際には担当者特定できる場合もありうるのです。それゆえに無視できない問題になります。現に入試ミスの報道以後、私の研究室宛てに、「抗議」(と解釈される)電話を受けた事実があります。つまり採点担当者は、実際に被害を受けているわけです。「採点ミス」の用語

法について、百歩譲って貴紙の主張を認めたとして、採点者の基本的人権、名誉を貴紙はどのように認識しておられるのでしょうか。私が誤報の訂正と謝罪を要求するのは、現に被害を受けているからであります。「採点ミス」という表記については、貴紙の期待通りに広義の含意で受け取る読者も中にはいるものと思われませんが、相当数の読者が「採点者のミス」と誤解した事実がある以上、訂正記事を載せるべきであります。特に入試に強い関心を持つ読者ほど簡単に読み流さず「採点ミス」と印象深く受け止めやすい事実に留意すべきであります。貴紙の用語法を用いれば、「入試ミス」はすべて「採点ミス」になります。そのような曖昧な表現は、「受験生本人、またそのご家族(一般読者)」に入試ミスの真実を報道することには到底なりえないことは明らかであります。ちなみに、同日付の「朝日新聞」には「採点ミス」の四文字が見当たらないことにご注意いただきたいと思えます。以上の理由により、誤報を訂正すること、採点者の名誉を著しく傷つけたことに対する謝罪を改めて要求します。

二〇〇二年九月三日

横浜市立大学商学部教授矢吹晋